阪神水道企業団公報

平成31年４月15日
第327号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇公　　告◇

○　導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　配電設備改修工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　活性炭吸着槽下部整流装置整備工事の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　軽四輪自動車　１台の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　沈砂池、沈澱池及び排水池排泥業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

○　本庁舎除草及び樹木剪定業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

◇任　　免◇

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年３月29日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則（昭和35年規則第７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 ⑴　採　　用　現に職員でない者を新たに職員に任命する場合をいう。 ⑵　出　　向　他の任命権者の部局に転任させる場合をいう。 ⑶　併　　任　他の団体の職員をその職を保有したまま職員に任命する場合をいう。 ⑷　併任解除　併任を解く場合をいう。 ⑸　派　　遣　当該職員がその職を保有したままその職員に他の団体の機関の勤務を命ずること。 ⑹　昇　　任　職員を現に属する職名（補職名を含む。以下「職」という。）より上位の職に任命する場合をいう。 ⑺　降　　任　職員を現に属する職より下位の職に任命する場合をいう。 ⑻　配 置 換　同一任命権者の下において、昇任又は降任以外の方法で職員に所属（部、課、場、センター、所、室等をいう。以下同じ。）の変	（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 ⑴　採　　用　現に職員でない者を新たに職員に任命する場合をいう。 ⑵　昇　　任　職員を現に属する職名（補職名を含む。以下「職」という。）より上位の職に任命する場合をいう。 ⑶　降　　任　職員を現に属する職より下位の職に任命する場合をいう。 ⑷　配 置 換　同一任命権者の下において、昇任又は降任以外の方法で職員に所属（部、課、場、センター、所、室等をいう。以下同じ。）の変

更を命ずる場合をいう。	更を命ずる場合をいう。
⑼　転　　職　職員を現に属する職（補職名を除く。）から同一任命権者の下において、事務職員、技術職員その他同位の職相互間で移動させる場合をいう。	⑸　転　　職　職員を現に属する職（補職名を除く。）から同一任命権者の下において、事務職員、技術職員その他同位の職相互間で移動させる場合をいう。
⑽　兼　　職　１つ又はそれ以上の職にある職員を、その職にあるままで更に他の職に任命する場合をいう。	⑹　兼　　職　一つ又はそれ以上の職にある職員を、その職にあるままで更に他の職に任命する場合をいう。
⑾　兼職解除　兼職中の職員の兼ねている職を解く場合をいう。	⑺　兼職解除　兼職中の職員の兼ねている職を解く場合をいう。
⑿　昇　　給　現に受けている号給より上位の号給に給料を上げる場合をいう。	⑻　昇　　給　現に受けている号給より上位の号給に給料を上げる場合をいう。
⒀　降　　給　現に受けている号給より下位の号給に給料を下げる場合をいう。	⑼　降　　給　現に受けている号給より下位の号給に給料を下げる場合をいう。
⒁　昇　　格　職務の級をその上位の級に変更する場合をいう。	⑽　昇　　格　職務の級をその上位の級に変更する場合をいう。
⒂　降　　格　職務の級をその下位の級に変更する場合をいう。	⑾　降　　格　職務の級をその下位の級に変更する場合をいう。
⒃　休　　職　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下第22号及び第28号において「法」という。）第28条第２項又は職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）第２条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させない場合をいう。	⑿　休　　職　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項又は職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年12月条例第66号）第２条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させない場合をいう。
⒄　復　　職　休職中の職員を職務に復帰させる場合をいう。	⒀　復　　職　休職中の職員を職務に復帰させる場合をいう。
⒅　育児休業　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項の規定により、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない場合をいう。	⒁　育児休業　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項の規定により、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない場合をいう。
⒆　免　　職　職員をその意に反して職を免ずる場合をいう。	⒂　免　　職　職員をその意に反して職を免ずる場合をいう。
⒇　退　　職　阪神水道企業団職員の	⒃　退　　職　阪神水道企業団職員の

定年等に関する条例（昭和59年条例第５号。以下「定年条例」という。）の規定及び再任用の任期満了並びに職員の自発的意志又は死亡により、職員としての身分を失う場合をいう。	定年等に関する条例（昭和59年条例第５号。以下「定年条例」という。）の規定及び再任用の任期満了並びに職員の自発的意志又は死亡により、職員としての身分を失う場合をいう。
㉑　勤務延長　定年条例第４条の規定により、引き続き勤務させる場合をいう。	⑰　勤務延長　定年条例第４条の規定により、引き続き勤務させる場合をいう。
㉒　再任用　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。	⑱　再任用　地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。
㉓　失職　職員が欠格条項に該当することによつて、当然職員としての身分を失う場合をいう。	⑲　失職　職員が欠格条項に該当することによつて、当然職員としての身分を失う場合をいう。
㉔　戒告　懲戒処分として職員に対し将来を戒める場合をいう。	⑳　戒告　懲戒処分として職員に対し将来を戒める場合をいう。
㉕　減給　懲戒処分として職員に対し一定の期間給与を減額する場合をいう。	㉑　減給　懲戒処分として職員に対し一定の期間給与を減額する場合をいう。
㉖　停職　懲戒処分として職員としての身分を保有させたまま一定期間職務に従事させない場合をいう。	㉒　停職　懲戒処分として職員としての身分を保有させたまま一定期間職務に従事させない場合をいう。
㉗　懲戒免職　懲戒処分として職を免ずる場合をいう。	㉓　懲戒免職　懲戒処分として職を免ずる場合をいう。
㉘　研修　法第39条の規定により職員に対しその勤務能率の発揮及び増進のための教育を行うこと。	
（辞令書の記載事項）	（辞令書の記載事項）
第３条　辞令書は、次に掲げる事項につき当該順序により記載するものとする。	第３条　辞令書は、次に掲げる事項につき当該順序により記載するものとする。
⑴　前書	⑴　前書
⑵　本文	⑵　本文
⑶　末文	⑶　末文
（辞令の前書）	（辞令の前書）
第４条　辞令を発せられる者の表示は、別記の例によるものとする。	第４条　辞令を発せられる者の表示は、別記の例によるものとする。

２　兼職が２つ以上にわたる場合、「○○兼○○」の次に「兼」を再び記さない。	２　兼職が二つ以上にわたる場合、「○○兼○○」の次に「兼」を再び記さない。
３　兼職をもとにして発する場合は、氏名にその兼職に係る職名のみを冠記する。	３　兼職をもとにして発する場合は、氏名にその兼職にかかる職名のみを冠記する。
（辞令の本文）	（辞令の本文）
第５条　辞令の本文は、別記の例によるものとする。	第５条　辞令の本文は、別記の例によるものとする。
（辞令の末文）	（辞令の末文）
第６条　辞令の末文は、次のとおりとする。	第６条　辞令の末文は、次のとおりとする。
⑴　年月日は発令の日とする。	⑴　年月日は発令の日とする。
⑵　発令者名は企業長名とし、企業長印を押印する。	⑵　発令者名は企業長名とし、企業長印を押印する。
（辞令簿との割印）	（辞令簿との割印）
第７条　辞令書は、別に備付けの辞令簿に割印を行つて交付する。	第７条　辞令書は、別に備えつけの辞令簿に割印を行つて交付する。
（辞令書の交付を要しない場合）	（辞令書の交付を要しない場合）
第８条　次に掲げるものは、企業長若しくは企業長の定める上級の職員からの口頭による通知又はその他企業長が認める方法による通知をもつて辞令書の交付にかえることができる。	第８条　次に掲げるものは、通知書をもつて辞令書の交付にかえることがある。
⑴　昇給させた場合	⑴　昇給させた場合
⑵　職務の級を改定した場合	⑵　職務の級を改定した場合
⑶　配置換した場合	⑶　例規等の改廃による組織の変更等にともない転職させ又は配置換した場合
⑷　兼職及び兼職解除した場合	
⑸　休職及び復職した場合	
⑹　育児休業を承認（再承認を含む。）し、若しくは承認を取り消した場合、期間延長した場合又は職務復帰した場合	
⑺　その他辞令書の交付によらないことを適当と認める場合	⑷　その他辞令書の交付によらないことを適当と認める場合
（補則）	（補則）
第９条　この規則に文例がない場合又は	第９条　この規則に文例がない場合、又

この規則によることが適当でないと認められるものについては、その都度、企業長が定める。	はこの規則によることが適当でないと認められるものについては、そのつど企業長が定める。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別紙２に記載する別記から別紙１に記載する別記に改める。

附　則

この規則は、平成31年３月29日から施行する。

別紙１

別　記

<table>
<tr><th>種　目</th><th colspan="2">区　分</th><th>辞令の前書</th><th>辞令の本文</th></tr>
<tr><td>採　用</td><td colspan="2"></td><td>氏　名</td><td>○○職員に採用する
○級○号給を給する
（所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）</td></tr>
<tr><td>出　向</td><td colspan="2"></td><td>所属（補職名）、
職名、氏名</td><td>（任命権者）の事務部局へ出向させる</td></tr>
<tr><td>併　任</td><td colspan="2"></td><td>氏　名</td><td>○○職員に任ずる
（所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）
○級に決定する</td></tr>
<tr><td>併任解除</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>○○職員を免ずる</td></tr>
<tr><td>派　遣</td><td colspan="2"></td><td>所属（補職名）、
職名、氏名</td><td>○○へ派遣する
派遣期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする</td></tr>
<tr><td>昇　任
降　任</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>（補職名）に補する
（補職名）を解く</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配置換</td><td colspan="2">補　職</td><td rowspan="2">上に同じ</td><td>（補職名）に配置換する</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　属</td><td>（所属）勤務を命ずる</td></tr>
<tr><td>転　職</td><td colspan="2"></td><td>所属、職名、氏名</td><td>○○職員に転職させる</td></tr>
<tr><td rowspan="3">兼　職</td><td rowspan="3">補</td><td>同　位</td><td rowspan="3">所属（補職</td><td>（補職名）に兼ねて補する</td></tr>
<tr><td>下　位</td><td>（補職名）事務取扱を命ずる</td></tr>
<tr><td>上　位</td><td>（補職名）心得を命ずる</td></tr>
</table>

	職	事務代理	名）、職名、氏名	○○部課場センター所室係長何某○○中同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を命ずる
	所属			（所属）兼務を命ずる
兼職解除	補職	同位	上に同じ	（補職名）兼務を解く
		下位		（補職名）事務取扱を免ずる
		上位		（補職名）心得を免ずる
		事務代理		○○部課場センター所室係長何某○○中のところ○○につき同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を免ずる
	所属			（所属）兼務を免ずる
昇給 降給 昇格 降格			上に同じ	○級○号給を給する （給料月額○○円）
休職			上に同じ	地方公務員法第28条第２項第○号（職員の分限の手続及び効果に関する条例第２条第○号）により（○年○月○日から○年○月○日まで）休職を命ずる 休職の期間中（○年○月○日までの間）給料扶養手当及び暫定手当の全額（○％）を給する
復職			上に同じ	職員の分限の手続及び効果に関する条例第４条第○項により復職を命ずる
育児休業	育児休業の承認		上に同じ	育児休業を承認する 育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする
	育児休業の期間延長		上に同じ	育児休業の期間を○年○月○日まで延長することを承認する
	育児休業の再承認		上に同じ	育児休業を取り消し○年○月○日付けで請求のあつた育児休業を承認する 育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする
	職務復帰		上に同じ	○年○月○日職務復帰を命ずる
	承認の取消し		上に同じ	育児休業の承認を取り消す ○年○月○日職務復帰を命ずる
免職			上に同じ	地方公務員法第28条第１項第○号によ

				り（○年○月○日をもつて）免職する
退職	定年退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により○年○月○日限り定年退職
	勤務延長の期限の到来による退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第４条第１項（第２項）の規定による期限の到来により○年○月○日限り退職
	再任用の任期満了による退職		上に同じ	地方公務員法第28条の４（第28条の５、第28条の６）第１項（第２項、第３項）の規定による任期満了により○年○月○日限り退職
	依願退職		上に同じ	願により職を免ずる
勤務延長	勤務延長		上に同じ	○年○月○日まで勤務延長する
	勤務延長の期間を延長		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する
	勤務延長の期間を繰り上げ		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる
再任用	再任用		氏　　名	○○に再任用する（週○時間勤務） ○級○○円を給する （所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する） 任期は○年○月○日までとする
	再任用の任期の更新（勤務時間の変更）		所属（補職名）、職名、氏名	再任用の任期を○年○月○日まで更新する （（週○時間勤務））
失　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第４項により職を失う
戒　　告			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として戒告する
減　　給			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）給料月額及び暫定手当の合計額の（○％）を減ずる
停　　職			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号によ

			り懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）停職にする
懲戒免職		上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として免職する
研　　修		上に同じ	○○において、○○研修を受けることを命ずる 研修期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする
そ の 他		（所属（補職名）、職名）氏名	○○（○○委員）に選任（任命）する
			○○（○○委員）を解任する
			願により○○（○○委員）の職を解く

別紙２

別　記

種　　目	区　　分		辞令の前書	辞令の本文
採　　用			氏　　名	○○職員に採用する ○級○号給（○級特に○○円）を給する（所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）
昇　　任 降　　任			所属（補職名）、職名、氏名	（補職名）に補する （補職名）を解く
配 置 換	補　　職		上に同じ	（補職名）に配置換する
	所　　属			（所属）勤務を命ずる
転　　職			所属、職名、氏名	○○職員に転職させる
兼　　職	補職	同　位	所属（補職名）、職名、氏名	（補職名）に兼ねて補する
		下　位		（補職名）事務取扱を命ずる
		上　位		（補職名）心得を命ずる
		事務代理		○○部課場センター所室係長何某○○中同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を命ずる
	所　　属			（所属）兼務を命ずる
兼職解除	補職	同　位	上に同じ	（補職名）兼務を解く
		下　位		（補職名）事務取扱を免ずる
		上　位		（補職名）心得を免ずる
		事務代理		○○部課場センター所室係長何某○○中のところ○○につき同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を免

				ずる
	所　　属			（所属）兼務を免ずる
昇　　給 降　　給 昇　　格 降　　格			上に同じ	○級○号給を給する ○級特に○○円を給する
休　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第２項第○号（職員の分限の手続及び効果に関する条例第２条第○号）により（○年○月○日から○年○月○日まで）休職を命ずる 休職の期間中（○年○月○日までの間）給料扶養手当及び暫定手当の全額（○％）を給する
復　　職			上に同じ	職員の分限の手続及び効果に関する条例第４条第○項により復職を命ずる
育児休業	育児休業の承認		上に同じ	育児休業を承認する 育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする
	育児休業の期間延長		上に同じ	育児休業の期間を○年○月○日まで延長することを承認する
	育児休業の再承認		上に同じ	育児休業を取り消し○年○月○日付けで請求のあつた育児休業を承認する 育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする
	職務復帰		上に同じ	○年○月○日職務復帰を命ずる
	承認の取消し		上に同じ	育児休業の承認を取り消す ○年○月○日職務復帰を命ずる
免　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第１項第○号により（○年○月○日をもつて）免職する
退	定年退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により○年○月○日限り定年退職
	勤務延長の期限の到来による退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第４条第１項（第２項）の規定による期限の到来により○年○月○日限り退職
	再任用の任期満了		上に同じ	地方公務員法第28条の４（第28条の５、第28条の６）第１項（第２項、第

職	による退職			３項）の規定による任期満了により○年○月○日限り退職
	依願退職		上に同じ	願により職を免ずる
勤務延長	勤務延長		上に同じ	○年○月○日まで勤務延長する
	勤務延長の期間を延長		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する
	勤務延長の期間を繰り上げ		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる
再任用	再任用		氏　　名	○○に再任用する（週○時間勤務） ○級○○円を給する （所属）勤務を命ずる 任期は○年○月○日までとする
	再任用の任期の更新		所属（補職名）、職名、氏名	再任用の任期を○年○月○日まで更新する
失　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第４項により職を失う
戒　　告			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として戒告する
減　　給			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）給料月額及び暫定手当の合計額の（○％）を減ずる
停　　職			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）停職にする
懲戒免職			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として免職する

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年３月29日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第２号

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員安全衛生管理規則（平成３年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）第１条に規定する課、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成20年条例第５号）第１条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第４号）第11条に規定する局をいう。ただし、総務部総務課、経営管理課、企画調整課、技術部浄水計画課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。	（定義） 第２条　この規則において、「事業所」とは、阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）第１条に規定する課（技術部浄水管理事務所総務課、浄水課及び施設課を除く。）、場、センター、所及び室並びに阪神水道企業団議会事務局設置条例（平成20年条例第５号）第１条に規定する局並びに阪神水道企業団監査委員条例（昭和37年条例第４号）第11条に規定する局をいう。ただし、総務部総務課、経営管理課、企画調整課、技術部浄水計画課、施設管理課及び工務課並びに議会事務局並びに監査事務局（以下「本庁」という。）は一の事業所とみなす。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年３月29日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第３号

阪神水道企業団公印規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団公印規則（平成35年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第３条　公印は次の各号に定める課、場、センター、所及び室において管守し、その長（総務部経営管理課に財務	（定義） 第３条　公印は次の各号に定める課、場、センター、所及び室において管守し、その長（総務部経営管理課に財務

を担当する主幹を置く場合における第２号の印は当該主幹）（以下「公印管守者」という。）が保管及び使用の責に任ずる。 ⑴　省略 ⑵　省略 ⑶　部長の印は当該部の庶務を担当する課 ⑷　課、場、センター、所及び室の長の印はそれぞれ当該課、場、センター、所及び室	を担当する主幹を置く場合における第２号の印は当該主幹）（以下「公印管守者」という。）が保管及び使用の責に任ずる。 ⑴　省略 ⑵　省略 ⑶　部長及び浄水管理事務所長の印は当該部又は浄水管理事務所の庶務を担当する課 ⑷　課、場、センター、所（浄水管理事務所を除く。以下この号において同じ。）及び室の長の印はそれぞれ当該課、場、センター、所及び室

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年３月27日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（年次休暇付与の時期） 第９条　年次休暇は職員から請求があつ	（年次休暇付与の時期） 第９条　年次休暇は職員から請求があつ

た場合にこれを与える。ただし、業務に支障があるときは、企業長は他の時期にこれを与えなければならない。 ２　前条の年次休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第１項の規定にかかわらず、付与日から１年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち５日について、企業長が所属長を経て職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させなければならない。ただし、職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を５日から控除するものとする。	た場合にこれを与える。ただし、業務に支障があるときは、企業長は他の時期にこれを与えなければならない。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日前に付与された年次休暇を10日以上有する職員に係る当該年次休暇については、平成31年12月31日までの間、この規程による改正後の阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程第９条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年３月29日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前

（企業長決裁）

第４条　省略

２　省略

(1)～(30)　省略

(31)　電力及びガス供給契約並びにその変更に関すること。

(32)　前５号に掲げる契約のほか、重要な契約に関すること。

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～32　省略
	経営管理課	１～４　省略	１～20　省略
技術部	浄水計画課	１　省略 ２　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ３　水質検査の受託決定に関すること。	１～６　省略
	施設管理課	１　省略	１～６　省略
	工務課	１及び２　省略	１～３　省略

（企業長決裁）

第４条　省略

２　省略

(1)～(30)　省略

(31)　前４号に掲げる契約のほか、重要な契約に関すること。

別表第１号（第６条関係）

部名	課名	部長専決事項	課長専決事項
総務部	総務課	１～18　省略	１～32　省略
	経営管理課	１～４　省略	１～20　省略
技術部	浄水計画課	１　省略 ２　電力供給契約及びその変更に関すること。 ３　１件3,000万円以下の工事、修繕及び業務委託の検収並びに完成の認定に関すること。 ４　水質検査の受託決定に関すること。	１～６　省略
	施設管理課	１　省略	１～６　省略
	工務課	１及び２　省略	１～３　省略

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年３月29日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課　省略 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課　省略 浄水管理事務所 送水センター　省略 水質試験所　省略	（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課　省略 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課　省略 浄水管理事務所 総　務　課 浄　水　課 施　設　課 送水センター　省略 水質試験所　省略
（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課　省略 技　術　部	（事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課　省略 技　術　部

浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課　省略 浄水管理事務所 ⑴　所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 ⑵　浄水場の見学者対応及び一般開放に関すること。ただし、総務部総務課総務係の所管に属するものを除く。 ⑶　所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 ⑷　所管施設（大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場をいう。第７号及び第８号において同じ。）に係る取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。 ⑸　前号の作業における水質管理に関すること。 ⑹　所管区域の監視に関すること。 ⑺　所管施設の維持管理に関すること。 ⑻　所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。 ⑼　浄水場発生物の有効利用に関すること。 ⑽　取水場の改修工事並びに所管区域の管路改良工事の実施	浄水計画課　省略 施設管理課　省略 工　務　課　省略 浄水管理事務所 総　務　課 ⑴　所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 ⑵　浄水場の見学者対応及び一般開放に関すること。ただし、総務部総務課総務係の所管に属するものを除く。 ⑶　所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 浄　水　課 ⑴　所管施設（大道取水場、淀川取水場、猪名川浄水場及び尼崎浄水場をいう。次項において同じ。）に係る取水、導水、浄水、送水及び配水作業に関すること。 ⑵　前号の作業における水質管理に関すること。 ⑶　所管区域の監視に関すること。 施　設　課 ⑴　所管施設の維持管理に関すること。 ⑵　所管施設の工事の設計、実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課の所管に属するものを除く。 ⑶　浄水場発生物の有効利用に関すること。

及び監督に関すること。ただし、技術部各課に属するものを除く。 所管区域　省略 送水センター　省略 水質試験所 事　務　係 ⑴　所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 ⑵　所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 調　査　係　省略 検　査　係　省略	所管区域　省略 送水センター　省略 水質試験所 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務並びに所の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。 調　査　係　省略 検　査　係　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月８日

阪神水道企業団

企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第１号

工 事 名　　導送配水ポンプ用電動機二次回路点検整備工事

⑵　工事場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）

淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）

猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　工事概要　　導送配水ポンプ用電動機二次回路の点検整備及び回転数制御装置の盤面フィルター清掃を年６回（２か月毎１回）行う。

ア　対象機器　大道取水場　導水 A-１～６号、B-１～３号　９台

淀川取水場　導水１～６号　６台

猪名川浄水場　送水１，４～12号配水５，６号　12台

イ　大道取水場電気設備工　一式

ウ　淀川取水場電気設備工　一式

エ　猪名川浄水場電気設備工　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月27日㈮まで

⑸　支払方法　　完成払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　事後公表

⑻　最低制限価格　設定あり

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、対象機器の点検整備の施工実績を有すること。

4　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月12日㈮　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成31年４月15日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成31年４月19日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年４月18日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年４月22日㈪午前９時00分から午後８時00分

まで

第２日目　平成31年４月23日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成31年４月24日㈬　午前９時30分から

８　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
大道公舎跡地（大阪市東淀川区大道南２丁目309番１号）
椎堂駐車場（尼崎市椎堂１丁目204番６号）

管路用地（別紙仕様書のとおり）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月31日㈫まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の各単価の合計金額（税抜）を記載すること。この単価については、入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定するものとする。（入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しない。）

⑹　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑺　前金払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）の登録を受けていること。

イ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当たり10万㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月12日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成31年４月15日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

㈣　上記５⑴ア㈡に記載の工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成31年４月19日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年４月18日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年４月22日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成31年４月23日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表

を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。

入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成31年４月24日㈬　午前10時00分から

８　その他留意事項

⑴　平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

⑵　本案件を落札し契約締結した業者は、自動的に「除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）」の落札候補者にはなれないもの（辞退扱い）とする。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　改施第１号
　　工 事 名　　配電設備改修工事

⑵　工事場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）

⑶　工事概要　　甲東ポンプ場第２第３電気室の配電設備改修を行う。

ア　主要機器の設計製作　　一式

イ　機器据付工、配線撤去配線工、改造工　　一式

ウ　組合せ試験工、総合試運転工　　一式

⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月13日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、対象機器の設置及び改修実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月12日㈮　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回 答 日　　平成31年４月15日㈪に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）
㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）
㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成31年４月19日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日

を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年４月18日㈭まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年４月22日㈪午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成31年４月23日㈫午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成31年４月24日㈬　午前10時30分から

8　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月８日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　工管事第２号
　　工 事 名　　活性炭吸着槽下部整流装置整備工事
⑵　工事場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　工事概要　　猪名川浄水場の活性炭吸着槽下部整流装置（上向流流動層方式、多孔板式）Ⅱ系３槽の整備を行う。
　ア　対象槽　　Ⅱ系　４、９、15号槽　　３槽
　イ　活性炭抜取投入工　　一式
　ウ　下部整流装置撤去工　　一式
　エ　下部整流装置整備工　　一式
⑷　工事期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月27日㈮まで
⑸　支払方法　　完成払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定あり
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）の登録を受けていること。

イ　実施予定年度の前年度から起算して過去10年以内に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請として、施設能力10万㎥/日以上の水道施設において対象装置の受注及び整備実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月15日㈪　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成31年４月17日㈬に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成31年４月26日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ)　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ)　上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年４月25日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

(1)　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年５月７日(火)午前９時00分から午後８時00分まで
第２日目　平成31年５月８日(水)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2)　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成31年５月９日(木)　午前10時00分から

８　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項ついては、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

1　入札に付する事項

⑴　件　　名　　軽四輪自動車　１台
⑵　納入場所　　送水センター（西宮市上大市３丁目２番53号）
⑶　概　　要　　軽四輪自動車　１台の購入（仕様書のとおり）
⑷　納入期間　　契約後45日以内とする。
⑸　支払方法　　完納払い
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　非公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　１年
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　免除
⑿　担保保証金　　免除

2　応募方法　　単独企業による。

3　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

平成26年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関において、仕様書に記す同等物品の納入実績を有すること。

4　入札に必要な書類の交付

阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

5　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成31年４月15日㈪　午後５時00分まで
⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
　　E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回 答 日　　平成31年４月17日㈬に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

6　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）
イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
ウ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）
⑵　提出部数　　１部
⑶　受付期間　　公告日から平成31年４月23日㈫まで（必着）
７　開札の日時、場所等
⑴　日　　時　　平成31年４月24日㈬　午後１時30分から
⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
　　阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室
⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項
⑴　起工番号　　委管事第19号
　　委 託 名　　沈砂池、沈澱池及び排水池排泥業務委託
⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
　　尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
⑶　委託概要　　大道取水場の沈砂池、猪名川浄水場及び尼崎浄水場の沈澱池及び排水池に堆積したスラッジ等の排泥並びに側壁の清掃を行う。

ア　大道取水場	沈砂池	３池
イ　猪名川浄水場	沈澱池（フロック形成池含む。）	22池
	排水池	２池
ウ　尼崎浄水場	沈澱池（フロック形成池含む。）	６池

排水池（浮上分離槽含む。）　　１池
ろ液槽　　１槽

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月19日㈭まで
⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）
⑹　前金払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）の登録を受けていること。

イ　神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市又は宝塚市のいずれかに本店を有すること。

ウ　建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の直近の総合評点が土木一式工事について691点以上950点以下で、本契約予定日（平成31年４月下旬）まで有効期間があること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月17日㈬　午後５時00分まで
⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp
⑶　回答日　　平成31年４月19日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

(ｲ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

イ　受付期間　　公告日から平成31年５月８日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分まで。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

(2) 紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

(ｱ) 紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

(ｲ) 上記５(1)アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年５月７日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

6　入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年５月９日(木)午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成31年５月10日(金)午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に記載の様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7　開札日時　　平成31年５月13日(月)　午前９時30分から

8　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額

分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）

⑵　委託場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
篠原量水池（神戸市灘区篠原北町４丁目60）
六甲接合井（神戸市灘区篠原北町３丁目11番２号）
住吉配水池（神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-1）
本山配水池（神戸市東灘区本山町北畑613）
芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
越木岩受水池（西宮市角石町15番）
甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
篠原公舎跡地（神戸市灘区五毛通１丁目６番）
西宮公舎跡地（西宮市越水町４番33号）
越水駐車場（西宮市越水町127番）
北名次駐車場（西宮市北名次41番19）
管路用地（別紙仕様書のとおり）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成32年３月23日㈪まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の各単価の合計金額（税抜）を記載すること。この単価については、入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決

定するものとする。（入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しない。）

⑹　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑺　前金払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　契約金額の100分の５以上。ただし、保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結した場合は、その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成31・32年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）の登録を受けていること。

イ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当たり１万㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成31年４月17日㈬　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成31年４月19日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

㈣　上記５⑴ア㈡に記載の工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成31年５月８日㈬まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに記載の提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成31年５月７日㈫まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成31年５月９日㈭午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成31年５月10日㈮午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。

入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成31年５月13日㈪　午前10時00分から

８　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成31年４月12日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　本庁舎除草及び樹木剪定業務委託
⑵　委託場所　　本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成32年２月28日㈮まで
⑸　前 金 払　　なし
⑹　予定価格　　非公表
⑺　最低制限価格　設定なし
⑻　担保期間　　なし
⑼　入札保証金　　免除
⑽　契約保証金　　免除
⑾　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

建設業法に基づく建設業の許可（工種：造園工事）を受けていること。

４　入札に必要な書類の交付

阪神水道企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成31年４月17日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成31年４月18日㈭に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（日付は申込日を記入すること。）（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成31年４月23日㈫まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成31年４月24日㈬　午後１時45分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

８　その他留意事項

平成31年10月１日以降、新消費税率10％の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

◇任　　免◇

総務部経営管理課長
事務職員　川野　欣樹
阪神水道企業団事務職員を免ずる
（以上　平成31年３月31日付）
技術部施設管理課機械設備係長
技術職員　今井　春彦
技術部施設管理課主幹に補する
技術部送水センター送水係長
技術職員　阿河　雅也
技術部送水センター副所長に補する
技術部送水センター副所長
技術職員　門脇　正夫
技術部浄水計画課長に配置換する
技術部浄水計画課長
技術職員　中安　眞司
技術部工務課長に配置換する
技術部浄水管理事務所総務課長
事務職員　福井　憲吾
技術部浄水管理事務所総務担当課長に配置換する
技術部浄水管理事務所浄水課長
技術職員　須原　敏樹
技術部浄水管理事務所浄水処理担当課長に配置換する
技術部送水センター所長
技術職員　北野　幸治
技術部浄水管理事務所浄水施設担当課長に配置換する
技術部浄水管理事務所施設課長
技術職員　平野　邦弘
技術部浄水管理事務所取水施設担当課長に配置換する
技術部浄水管理事務所担当課長
技術職員　小川　幸樹
技術部浄水管理事務所施設整備担当課長に配置換する
技術部工務課長
技術職員　込山　健二
技術部送水センター所長に配置換する
技術部浄水管理事務所担当課長
技術職員　小川　幸樹

技術部浄水管理事務所担当主査事務取扱を免ずる
技術部浄水管理事務所総務担当課長
事務職員　福井　憲吾
技術部水質試験所主幹に兼ねて補する
技術部施設管理課主幹
技術職員　今井　春彦
技術部施設管理課機械設備係長事務取扱を命ずる
技術部浄水管理事務所取水施設担当課長
技術職員　平野　邦弘
技術部浄水管理事務所主査事務取扱を命ずる
技術部浄水管理事務所施設整備担当課長
技術職員　小川　幸樹
技術部浄水管理事務所主査事務取扱を命ずる
神戸市水道局
事務職員　三城　信夫
阪神水道企業団事務職員に任ずる
総務部経営管理課長に補する
（以上　平成31年４月１日付）